

# 回 覧

## 桜台ニュース

平成27年度 第7号  
発行日：平成27年10月11日  
編集/発行者：桜台自治会 広報部

### 本部役員会報告（10月11日開催）

\* 議事録を兼ねる

【開催時間】 9：30～10：50 【場所】 2階大ホール

【主席者】 自治会長・副会長・地区長・理事

※議事内容は、次ページより掲載

I. 会長報告～会長挨拶の後、本部役員会に先立ち行われた常務役員会の審議内容を含め、下記事項について配布資料を基に報告が行われた。

\*詳細は別紙【平成27年11月度会長報告(10月11日付)】を参照。

1. 審議〈決議、検討・確認〉事項～**会長報告Ⅱ**。

決議(承認)依頼項目は無く、下記3項目について報告がありました。

① 日直員の賃金改定について。

この10月からの千葉県労働者最低賃金改定に伴い、日直員2名の賃金改定について本日(10月11日)の常務役員会で承認され、その内容について報告が行われ了承されました。詳細は**常務役員会資料**及び「**別紙1, 2**」を参照。

② 班編成関連の実態調査結果について。

結果の集計が完了(一部未調査の班あり)し、今後は班編成の見直しに入ります。詳細は「**別紙3**」を参照。

③ 桜台内防災訓練(期日未定)について。

9月16日関係責任者間で打合せを行い計画内容を取り纏めました。計画の内容は「**別紙4**」参照。

2. 特記事項：下記事項について報告～**会長報告Ⅲ**。

① 平成27年度有秋地区敬老会について。

9月21日(日)アネッサにて27年度有秋地区敬老会が実施され、桜台自治会から52名(参加希望者54名)の方が参加されました。

② バス通りの反電柱側樹木の枝打ち及びわんぱく公園横ノリメンの高木伐採について

市の道路維持課、及び公園緑地課(西部公園管理事務所経由手続き)への要望を行い、善処する旨了解を得ています。但し、個人的に植えられた「しだれ桜」は市の規約により強制撤去されます。詳細は「**別紙5**」を参照。

II 自治会会計予算上期収支報告

小池副会長より平成27年度上期収支予実表を基に収支内容の骨子について報告が行われ了承されました。詳細は「**予算収支報告(骨子)**」及び「**予実収支表**」を参照。

III. 副会長報告

- 荒牧副会長 ・有秋地区体育祭及び敬老会に参加し大変意義ある催事でした。  
・フェスティバルへの協力もよろしくお願いします。  
にも協力の程よろしくお願いします。
- 西本副会長 ・桜台内防災訓練に協力の程よろしくお願いします。
- 小池副会長 ・道路縁せきの草取りをボランティアに依頼して実施しました。バス通り及び郵便局～天羽田間道路の雑草には今後とも留意していきます。
- 大竹副会長 ・フェスティバルに協力の程よろしくお願いします。  
\* 青空市場の開催開始時刻を明確にしてください。(生活・環境部)  
\* ポスター早期掲示(広報部)、をお願いします。  
\* カラオケに子供・家族の時間帯を設定しました。

#### IV. 地区長報告

- 1丁目 地区長欠席
- 2丁目
  - ・ 9月8日に1名逝去されました。
  - ・ 市の保育用地の草刈りが実施されました。(市：学校保育課)
  - ・ 防災倉庫備品をチェックしました。
- 4丁目
  - ・ 特にありません。

#### IV. 専門部報告

- 防災部
  - ・ 実施予定の防災訓練の計画内容を確認し、後日理事・班長に配布します。
  - \* 今年度の「安否確認シート」配付と旧シートの回収をお願いします。
- 防犯部
  - ・ 10月25日に会館2階大ホールで防犯講習会を開催します。
  - \* 午前10時から1時間。
  - \* 内容は振込め詐欺・自転車盗難など。
- 生活環境部
  - ・ 特にありません。
- 文化体育部
  - ・ 市民体育祭有秋地区大会に参加しました。
- 福祉部
  - ・ フェスティバル展示用の作品募集中です。
- 広報部
  - ・ 救急救命講習会を実施し、24名が出席されました。
  - ・ フェスティバルに参加する演芸チームを募集中です。
- イベント企画部
  - ・ フェスティバルのポスター掲示の件は早急に確認し掲示を行います。
  - ・ 特にありません。

以上

# 平成27年10月度 会長報告（10月11日）

## 会長挨拶

秋たけなわで、心身ともに過ごし易い季節です。若干冷え込んできましたので、風邪などひかぬよう気をつけてください。

敬老会（9/21）、市民体育祭（10/3）と行事が進みご担当いただいた関係者の皆さんには大変ご苦労様でした。年内の大きな行事としては桜台フェスティバル（11/7,8）と桜台独自の防災訓練（後述）を残しております。皆さんのご協力をお願いします

## I. 8月度の出来事<行事関係（自治会、関係団体）、市役所・消防情報等>

1. 9月 3日（木）有）敬老会実行委員会・社協研修会（有秋支所）  
\*介護保険法改正関連の研修（NPO法人たいよう）
  2. 9月 3日（木）市）町会長連合会臨時理事会（市原市役所）  
\*市長とのまちづくり懇談会（変更）の説明と審議
  3. 9月 4日（金）有）町会長連合会臨時総会及び全体会議（市原市役所）  
\*椎の木台自治会長交代に係わる役員改選の承認  
\*市長とのまちづくり懇談会（変更）について
  4. 9月 6日（日）本部役員会 \*桜台ニュース第6号参照
  5. 9月15日（火）有秋南小区安心・安全NW推進委員会（椎の木台自治会館）
  6. 9月19日（土）みのり幼稚園運動会
  7. 9月19日（土）いちほら国府まつり事前説明会（YOUホール）
  8. 9月21日（月）有秋地区敬老会（アネッサ）\*9月28日反省会（有秋支所）
  9. 9月25日（金）市）町会長連合会理事会（市原市役所）  
\*市長とのまちづくり懇談会（変更）、町会長大会（2/6）について
  11. 9月30日（水）有秋地区社協常任理事会（有秋公民館）  
\*福祉バザー（11/1）について \*賛助会費について
- 市役所・警察署・消防署からのメール配信情報
    - ・8月の犯罪：全194件 1位 自転車盗39件 2位 車上狙い22件 3位 器物損壊22件  
\*8/26~/31分の情報追加収集
    - ・9月の犯罪：全164件 1位 自転車盗 30件 2位 車上狙い 24件 3位 器物損壊 23件
    - ・9月の火災：0件 \*通報は0件
    - ・9月の不審者情報：8件

## II. 審議<決議、検討・確認>事項

今月は決議（承認）依頼項目はなし、報告項目が3件です。

- <報告項目>
1. 日直員の賃金改定について  
この10月から千葉県労働者最低賃金が改定となります。雇用契約対応で、10月分からの日直員2名について、常務役員会資料の通り改定することで本日の常務役員会に諮ったところ（承認・非承認）であった。（常務役員会資料及び別紙1, 2参照）
  2. 班編成関連の実態調査結果集計について  
別紙3の通り調査結果の集計が完了。今後は班編成見直しに入る。  
\*一部未調査の班あり
  3. 桜台内防災訓練（期日未定）について  
9月16日（水）に防災部の西本アドバイザー、成田部長及び青木副部長と宮崎で打合せ、常務役員会資料（別紙4）の通り計画した。

### Ⅲ. 特記事項

#### 1. 平成27年度有秋地区敬老会について

今年度の敬老会対象者（386人）に参加の調査を実施し、54人の参加希望がありました。前日及び当日の準備、片付け作業で荒牧副会長、館野地区長、福祉部及び広報部有志にご協力をいただきました。

\* 今年度の市原市全体の敬老会対象者（75歳以上）は"32,048人"

\* 内、100歳以上の方が男性"39人"、女性"203人"で合計"242人"

#### 2. バス通りの反電柱側樹木の枝打ち及び2丁目わんぱく公園横ノリメンの高木伐採について

①9月17日（木）市の道路維持課より連絡があり、バス運行・落ち葉対応で要望のある、バス通り反電柱側樹木の枝打ちを10月に入って実施することです。

\* 当該樹木の内、4-1-10と4-1-11間の1本の根元が腐り、内部が空洞状態となっており、倒木の恐れがあるため伐採をお願いして了解を得ている。

②現場に案内表示がされているが、わんぱく公園横ノリメンの高木伐採をこの秋に実施する。

\* 本来、公園管理内は勝手に植栽をすることを禁じているため、案内でも個人で植栽している樹木、花は撤去するように要請しているが、過去にガードレール脇の太い高木を伐採した後がさびしくなったので、ある奥さんが少しずつ自前で苗木を植えられており、この案内を見て撤去は忍びないので何とかならないか交渉して欲しいとのことである。

⇒ 受けて、西部公園管理事務所経由で市の公園緑地課に別紙5の要望を提出し、公園管理事務所長から善処方向で対応するとの連絡があった。

\* 但し、しだれ桜は公園管理内には植栽しない決まりのため、強制撤去される。

### Ⅳ. 転入・転出（9月）

\* 9月30日現在の世帯数：1,226世帯

● 転入者（入会） なし

● 転出者（退会） なし

### Ⅴ. H27年10月の主な行事（自治会、関係団体）

1. 10月 2日（金）市）町会長連合会評議委員会（五井会館）
2. 10月 3日（土）市民体育祭有秋地区大会（有秋東小学校）
3. 10月 4日（日）千葉福祉園まつり
4. 10月 9日（金）有）町会長連合会役員会議（有秋支所）
5. 10月11日（日）不入斗まつり（不入斗公民館）  
\* 従来の「不入斗小鷹神社秋季祭礼」から分離
6. 10月15日（木）市長と町会長で語ろう未来創生ミーティング（東燃セネル有秋クラブ）  
\* 従来の「市長と町会長のまちづくり懇談会」を改称
7. 10月18日（日）有秋公民館指定管理者運営委員会（有秋公民館）
8. 10月20日（火）有秋南小区安心・安全NW推進委員会（桜台自治会館）
9. 10月21日（水）有）社協理事会（有秋支所）
10. 10月24日（土）上総いちほら国府まつり（上総更科公園）  
\* 開会式出席（12時～）
11. 10月25日（日）防犯講習会（防犯部／市原警察署）

## 平成27年10月度 常務役員会（10月11日）

### 【審議依頼】

#### 1. 日直員（2人）の給与改定について

自治会職員（事務員・日直員）の給与管理については、規則「自治会共用施設管理規定」で規定されており、第6条の1項、2項で次の通り規定している。

- 1項) 会長は事務員、日直者と毎年4月に1年間の雇用契約を締結し、その契約内容に従って賃金を支払う。  
その賃金は、地域の人件費の動向等を勘案して決定する。
- 2項) 会長は雇用契約事項について常務役員会へ報告して承認を受けなければならない。  
\*本部役員会での承認は不要としている。

9月まで、千葉県最低賃金は"798円/時間"であったが、この10月から"817円/時間"に改定されることを受けて、給与を以下の通り改定したい。従って本常務役員会でご承認をいただきたい。

|     | 現給与      | 改定給与     | 増減     | 備考                  |
|-----|----------|----------|--------|---------------------|
| 事務員 | 880 円/時間 | 880 円/時間 | 0円/時間  | 2014-09月の了解書を受けStay |
| 日直員 | 800 円/時間 | 820 円/時間 | 20円/時間 | 規定第6条1項に従い改定        |

※昨年10月の最低賃金対応の給与見直しの際に事務員及び日直員の勤務体系を変更し、人件費の削減を図ったが、このときに事務員の給与についてはStayとすることで、別紙1の通りご了解を貰っている。

※本改訂により、下期の人件費は日直員のみ対象で"+2.6千円"が見込まれる。

昨年上期は勤務体系変更前で、上期の人件費は対昨年上期"▲183千円"となっている。

従って、平成27年度の人件費は対昨年"▲180千円"が見込まれる。

※従来、給与改定の都度「雇用契約書」の再締結としていたが、今回は別紙2の「確認書」を現契約書に添付することで対応する。

### 【報告・確認依頼】

#### 1. 班編成見直し関連実態調査結果について

別紙3の通り、7月に実施した「班編成見直し関連」の実態調査結果を集計した。今後は、常務役員会で班編成見直し案及び非会員への入会要請を検討していく。

#### 2. 防災訓練について

従来の一時的避難所（公園）への避難等の訓練については、別途日程を設定して実施することで、防災部と検討した結果、別紙4の通り進めることとしました。

- \*安否確認シートは、10月1日現在のものをプリントアウトして配付する。
- \*訓練のシナリオは防災部で作成する。
- \*反省会は別途開催或いは各担当へのアンケート形式も選択肢とする。

詳細は未決定だが、来年は有秋地区が市の訓練の主会場となる。開催場所は、順番からいけば東小学校となるが、緊急車両等の侵入の関係で検討中。

#### 3. バス通り反電柱側樹木の枝打ち及びわんぱく公園横の高木伐採について

- ① バス運行、落ち葉等で多くの要望が出ている、バス通り反電柱側樹木の枝打ちが近々実施される。  
別件で、この樹木の内1本（4-1-10と4-1-11の間）の根元が腐り、中が空洞になっており、通り方向に倒れる危険があるので、市（道路維持課）に伐採を依頼した。  
\*今回は、低位置の枝打ちであるが、年明け（春前）に全体の枝打ちを行うとのこと  
\*これら樹木について、電柱側と同様に根元から伐採する検討をしているやに聞いたが？ 電柱側のとき一部の住民からかなりの反対があった。更に反電柱側もとなるとより多くの反対が予想される。ただ通りに面したお宅が毎年落ち葉に悩まされているのも事実なので、皆で落ち葉清掃を行うことの検討も必要かと思われる。今年枝打ちしても1～2年で又同じことになる。  
\*電柱側は、切った根元が腐った後に低木を植える計画となっているが、反電柱側も同じ対応をとれば反対する方もある程度は納得されるかと思われるが？
- ② 見られてご存知の方もいると思うが、近々わんぱく公園横ノリメン（2丁目24番上）の高木の伐採が実施される。  
\*付帯事項（近隣の方からの要望事項）の詳細は本部役員会で報告する。

## 平成27年度・上期自治会会計予算収支報告（骨子）

|        |    |             |      |             |         |
|--------|----|-------------|------|-------------|---------|
| I 上期収支 | 収入 | 8,908,758 円 | } 収支 | 2,122,892 円 | ←H27年度  |
|        | 支出 | 6,785,866 円 |      | 267,638 円   | ←昨年度上期  |
|        |    |             |      | 1,855,254 円 | ←対昨年同期差 |

※防犯灯電気代補助金(1,642,538円)が今年7月に入金されたが、昨年は下期(10月)に入金(1,491,360円)されたことが収支対昨年同期差の主要因

### II 収入特記 \* 費目別詳細は別紙の収支予実表参照

- 自治会費 ・ 5,828千円 (対予算80%) 対昨年同期差 ▲194千円
  - 市補助金 ・ 2,275千円 (対予算80%) 対昨年同期差 +1,817千円  
\* 防犯灯電気代補助金は上記の通り
- <収入合計> ・ 8,909千円 (対予算72%) 対昨年同期差 +2,028千円

### III 支出特記 \* 費目別詳細は別紙の収支予実表参照

- 人件費 ・ 1,147千円 (対予算55%) 対昨年同期差 ▲183千円  
\* 昨年10月以降勤務体系変更で削減
- 水道光熱費 ・ 520千円 (対予算50%) 対昨年同期差 ▲10千円  
\* 昨年ほどの電気代アップなし \* 別館エアコン更新効果大
- 事務消耗品 ・ 164千円 (対予算107%) 対昨年同期差 +77千円  
\* 用紙、ラミネートフィルム等 \* シュレッダー更新
- 営繕費 ・ 632千円 (対予算42%) 対昨年同期差 +582千円  
\* 営繕積立金処理 (H26分230千円 H27分400千円)
- 器具備品費 ・ 170千円 (対予算34%) 対昨年同期差 ▲160千円  
\* パリソ、アソ、草刈機、オブソソソ
- 保険料 ・ 135千円 (対予算75%) 対昨年同期差 +4千円  
\* 未処理：火災保険のみ
- 会費 ・ 586千円 (対予算100%) 対昨年同期差 ▲2千円  
\* 全会費処理済
- 交通日当費 ・ 66千円 (対予算43%) 対昨年同期差 ▲44千円  
\* 全会費処理済
- 交際費 ・ 120千円 (対予算73%) 対昨年同期差 +25千円  
\* 町会、社協等、会費値上げ及び回数増
- 防犯灯新設 ・ 255千円 (対予算74%) 対昨年同期差 +255千円  
\* 防犯灯球切れ分はLEDで更新
- 専門部 ・ 1,101千円 (対予算62%) 対昨年同期差 ▲220千円  
\* 各部別詳細は11月に報告予定
- 支援費 ・ 150千円 (対予算38%) 対昨年同期差 ▲20千円  
\* 桜台倶楽部、婦人会、盆踊りチーム済

武石事務員、小池・山田日直員へ

平成26年9月8日

自治会長 宮崎

自治会勤務体系の変更について（ご了解願ひ）

報道でご存知かも知れませんが、10月1日より千葉県<sup>の</sup>最低賃金（時間単価）が改定になり、"798円/時間"となります。

自治会規定（共用施設管理規定）の第6条で、事務員・日直者との雇用契約締結関連で以下の通り規定しています。

## 第6条（事務員・日直者との雇用契約の締結と解約）

- 1 会長は事務員、日直者と毎年4月に1年間の雇用契約を締結し、その契約内容に従って賃金を支払う。その賃金は、地域の人件費の動向等を勘案して決める。
- 2 会長は契約事項について常務役員会へ報告して承認を受けなければならない。

規定を受け、10月分より日直者の時間単価を"800円/時間"に改定したいと思いますが、色々削減策を練ってはいるものの、現在の赤字予算の状況では、人件費についても削減策を検討しなくてはなりません。

そこで、以下の通り削減を目的とした勤務体系変更案を提案しますので、ご検討いただき、ご了解いただきたいと思いますので、宜しくお願いします。

## &lt;武石事務員&gt;

現状：休（土・日）祭日は休みで、水曜日を午前中の勤務（3時間勤務）

↓

変更：休（土・日）祭日は休みで、**水曜日を全休**とする。

\*水曜日は日直者の一人勤務とする。

\*日直者の昼休み時間について、水曜日が祭日の場合は"2時間"、祭日でない場合は"1時間"とする。

※事務員の単価は、現在"日直者単価+100円"ですが、改定後は"日直者単価+50円"とします。但し、現状の単価を下げることはせず、計算でこの条件に達したときから適用します。

## &lt;小池、山田日直者&gt;

現状：休（土・日）祭日は勤務で、毎週火曜日、金曜日が休日

\*火曜日、金曜日は事務員の一人勤務

↓

\*火曜日、金曜日が祭日の場合は日直者の勤務

変更：休（土・日）祭日は勤務で、毎週**月曜日**、火曜日、金曜日を休日とする。

\*月曜日、火曜日、金曜日は事務員の一人勤務とするが、この日が祭日の場合は、日直者の勤務とする。

変更案について各人に説明し、一応はご了解いただいておりますが、最終承諾の意味で、以下に押印をいただきたく宜しくお願いします。尚、前述規定の通り、雇用に関する事項は、常務役員会の承認が必要となりますが、9月中に臨時の常務役員会を開催し承認を得て、本運用は10月分からとする予定です。雇用契約書については、本案件確定後に更新します。（10/1～3/31）

|     |           |  |
|-----|-----------|--|
| 承諾印 | 事務員 武石 誠  |  |
|     | 日直者 小池 道雄 |  |
|     | 日直者 山田 亜子 |  |

武石事務員、小池・山田日直員へ

平成27年9月 25日

自治会長 宮崎

### 千葉県最低賃金改定に伴う給与改定について（ご確認願ひ）

報道でご存知かも知れませんが、10月1日より千葉県の最低賃金（時間単価）が改定になり、"817円/時間"となります。

自治会規定（共用施設管理規定）の第6条で、事務員・日直者との雇用契約締結関連で以下の通り規定しています。

#### 第6条（事務員・日直者との雇用契約の締結と解約）

- 1 会長は事務員、日直者と毎年4月に1年間の雇用契約を締結し、その契約内容に従って賃金を支払う。その賃金は、地域の人件費の動向等を勘案して決める。
- 2 会長は契約事項について常務役員会へ報告して承認を受けなければならない。

規定を受け、10月分より日直者の時間単価を"820円/時間"に改定します。

※事務員の単価は、昨年の勤務体系変更時に"日直員単価+50円"とするが、改定前の単価を下げることはせず、計算でこの条件に達したときから適用するとしていますので、今回の改定についても適用外です。

変更案について各人に説明し、一応はご理解いただいておりますが、最終確認の意味で、以下に押印をいただきたく宜しく申し上げます。尚、前述規定の通り、雇用に関する事項は、常務役員会の承認が必要となりますが、10月の常務役員会で承認を得て、本運用は10月分からとします。尚、雇用契約書については現契約書に本確認書を添付することでそれに代えます。

|     |           |  |
|-----|-----------|--|
| 確認印 | 事務員 武石 誠  |  |
|     | 日直者 小池 道雄 |  |
|     | 日直者 山田 亜子 |  |

## 班編成関連実態調査結果まとめ

## &lt;調査前（5月1日現在の会員名簿情報）&gt;

\*会員：輪番で班長を担当する世帯数

\*空き地は有効活用（駐車場等）含む

\*重複は1世帯で2宅地持ち

| 丁目 | 区数 | 班数 | 宅地数  | 会員   | 非会員 | 班長パス | 空き家 | 空き地 | 重複 | 世帯/班数(単純平均) |
|----|----|----|------|------|-----|------|-----|-----|----|-------------|
| 1  | 3  | 16 | 242  | 216  | 5   |      | 13  | 6   | 2  | 13.5        |
| 2  | 4  | 30 | 467  | 416  | 14  |      | 27  | 7   | 3  | 13.9        |
| 3  | 4  | 28 | 362  | 333  | 7   |      | 19  | 2   | 1  | 11.9        |
| 4  | 4  | 18 | 279  | 253  | 7   |      | 17  | 1   | 1  | 14.1        |
| 計  | 15 | 92 | 1350 | 1218 | 33  |      | 76  | 16  | 7  | 13.2        |

## &lt;調査後（7月31日締め切り後の調査結果）&gt;

| 丁目 | 区数 | 班数 | 宅地数  | 会員   | 非会員 | 班長パス | 空き家 | 空き地 | 重複 | 世帯/班数(実態平均) |
|----|----|----|------|------|-----|------|-----|-----|----|-------------|
| 1  | 3  | 16 | 242  | 207  | 5   | 4    | 17  | 7   | 2  | 12.9        |
| 2  | 4  | 30 | 467  | 385  | 16  | 24   | 31  | 8   | 3  | 12.8        |
| 3  | 4  | 28 | 362  | 293  | 8   | 37   | 21  | 2   | 1  | 10.5        |
| 4  | 4  | 18 | 279  | 234  | 9   | 12   | 21  | 2   | 1  | 13.0        |
| 計  | 15 | 92 | 1350 | 1119 | 38  | 77   | 90  | 19  | 7  | 12.2        |

## &lt;1班当たりの世帯数（7月31日締め切り後の調査結果）&gt;

| 丁目 | 区 | 班数 | 宅地数 | 会員  | 非会員 | 班長パス | 空き家 | 空き地 | 重複 | 世帯/班数(実態) |     |
|----|---|----|-----|-----|-----|------|-----|-----|----|-----------|-----|
|    |   |    |     |     |     |      |     |     |    | MAX       | MIN |
| 1  | 1 | 4  | 80  | 65  | 2   | 2    | 6   | 4   | 1  | 18        | 14  |
|    | 2 | 5  | 73  | 58  | 3   | 1    | 8   | 2   | 1  | 16        | 10  |
|    | 3 | 7  | 89  | 84  | 0   | 1    | 3   | 1   | 0  | 16        | 9   |
|    | 計 | 16 | 242 | 207 | 5   | 4    | 17  | 7   | 2  | 18        | 9   |
| 2  | 1 | 8  | 134 | 104 | 9   | 5    | 10  | 5   | 1  | 18        | 9   |
|    | 2 | 10 | 132 | 113 | 2   | 7    | 8   | 2   | 0  | 16        | 6   |
|    | 3 | 4  | 80  | 62  | 5   | 4    | 8   | 0   | 1  | 20        | 12  |
|    | 4 | 9  | 121 | 106 | 0   | 8    | 5   | 1   | 1  | 18        | 10  |
|    | 計 | 31 | 467 | 385 | 16  | 24   | 31  | 8   | 3  | 20        | 6   |
| 3  | 1 | 7  | 85  | 72  | 0   | 5    | 6   | 1   | 1  | 15        | 8   |
|    | 2 | 6  | 70  | 55  | 3   | 7    | 5   | 0   | 0  | 11        | 7   |
|    | 3 | 8  | 111 | 87  | 2   | 15   | 6   | 1   | 0  | 16        | 6   |
|    | 4 | 7  | 96  | 79  | 3   | 10   | 4   | 0   | 0  | 15        | 6   |
|    | 計 | 28 | 362 | 293 | 8   | 37   | 21  | 2   | 1  | 16        | 6   |
| 4  | 1 | 5  | 73  | 56  | 4   | 8    | 4   | 1   | 0  | 13        | 8   |
|    | 2 | 5  | 77  | 67  | 2   | 2    | 6   | 0   | 0  | 19        | 10  |
|    | 3 | 4  | 65  | 57  | 1   | 1    | 6   | 0   | 0  | 18        | 10  |
|    | 4 | 4  | 64  | 54  | 2   | 1    | 5   | 1   | 1  | 18        | 10  |
|    | 計 | 18 | 279 | 234 | 9   | 12   | 21  | 2   | 1  | 19        | 8   |

※ ①全体で1班当たりの世帯数最小は"6世帯"で、全部で"3班"

②全体で1班当たりの世帯数が9世帯(含む6世帯)までは全部で"18班"

③全体で1班当たりの世帯数が10世帯~15世帯は全部で"57班"

④全体で1班当たりの世帯数が16世帯~20世帯は全部で"17班"

⑤全体で1班当たりの世帯数最大は"20世帯"で、全部で"1班"

②, ④, ⑤が  
見直しターゲット

## 防災訓練（避難時初期行動・安否確認）について

平成27年9月16日 宮崎

8月29日（土）に市（有秋地区）の防災訓練（避難所訓練）が南小学校で実施された。この日の訓練は、避難所訓練の前（8:00～9:00）に「避難時初期行動・安否確認・避難誘導」の訓練も行うこととなっていたが、とても1時間でできる訓練ではなく、集まるだけであまり意味のないものになるので、桜台は別途計画することとし、当日は避難所訓練のみに参加（26名）することとした。

そこで、次の通り「避難時初期行動・安否確認・避難誘導」訓練を計画する。

- 訓練日時 : 未定 8:00～終了まで \*当初10/31(土)を予定するも仕切り直し  
 訓練想定 : 当地方にM7.3（震度6強）の大地震発生への行動対応  
 訓練内容 : 1. 避難時初期行動訓練（詳細は下記参照／行動注意は別紙参照）  
 2. 一時避難所（各公園）避難集合訓練（同上）  
 3. 安否確認・避難誘導訓練（同上）  
 \*今回の訓練では指定避難所（南小学校）には行かない。  
 訓練参加者 : 本部役員、各班長及び参加可能会員

## ＜訓練内容詳細＞

- |                      |   |                          |
|----------------------|---|--------------------------|
| 1. 避難時<br>初期行動訓練     | { | ① 一時避難所（公園）への持ち出し品の確認    |
|                      |   | ② 一時避難所（公園）の確認           |
| * 8:00～8:30          |   | — 8:30 大地震発生 —           |
|                      | { | ③ 自分の身の安全を図る（裏面参照）       |
|                      |   | ④ 出口を確保する（窓や戸を開ける）       |
|                      |   | ⑤ 家族の安否、家屋の被害状況を確認する     |
|                      |   | ⑥ 火の元を確認する（ガス等の遮断）       |
|                      |   | ⑦ 電気ブレーカーを切断する（訓練では模擬操作） |
| 2. 安否確認訓練<br>* 8:31～ |   | ⑧ 隣近所への声かけ、安否の確認         |
|                      |   | ⑨ 一時避難所（公園）への避難開始        |
|                      |   | ⑩ 班長に安否確認、危険箇所の報告        |

※シナリオは別途作成する。（防災部）

※反省会は別途開催する。（各班長へのアンケート調査も選択肢）

※安否確認シートは10月1日現在版を新規に配付する。

⇒各防災倉庫(丁目分各1部)、地区長(丁目分各2部)、班長(自班分1部)

平成27年9月24日  
桜台自治会長 宮崎

## 高木の伐採（桜台わんぱく公園横ノリメン）に係わるお願い

すっかり秋めいてきました。管理事務所の皆さんには益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。又、日頃の公園環境に対する積極的なご対応に感謝申し上げます。

さて、案内表示で確認しましたが、近々わんぱく公園横のノリメンの高木を伐採する予定とのこと、日頃から気になっていましたので大変に嬉しく思っていますが、先日近所の奥さんが我が家に来られまして次の通りのお願いをされました。家も近く（同じ班）で、女房も懇意にいただいている方なので、できるだけご希望に沿いたく、今回お願いをする次第です。

### <要望事項>

5年ほど前に、伐採予定箇所のガードレール直ぐ脇の大木が危険だったので桜台前会長経由のお願いで伐採をしてもらったが、伐採後が大分寂しくなったので少しずつ小さな苗木を植えてきた。

今回の案内に、個人で植えた植物等は違反なので、伐採前に取り除くようにと記載があり困っている。丹精込めて植え込み、愛着もあるので規則等は理解するが何とかならないか。

### <宮崎私見>

- \* 奥さんが植えられた木は、紫陽花等いずれも極低いもので、台風時等の心配はないと思われる。
- \* 一本、将来高木になる木があるそうだが、これについては、奥さん宅の方で責任を持って管理することと、まだ低いので問題なしと考える。
- \* 畑をつくり、野菜を栽培するのは確かに問題があるが、町内の美化目的の花、樹木の栽培は奨励こそすれ、規則といえども禁止するのは如何かと思う。但し、自由奔放に植樹することは避けるべきと考える。

以上、大変に勝手なお願いで恐縮ですが、お願いされている奥さんのお気持ちも配慮いただき、ご検討いただければ幸甚です。